

# 市・県民税の申告、所得税の確定申告はお早めに

## 申告書は自分で作成し、郵送などで申告しましょう

①市・県民税の申告  
1月29日(水)～3月17日(月)

申告会場は混雑が予想されますので、郵送による申告にご協力ください。会場で申告する方は時間に余裕を持ってお越しください。

市HP「申告」で検索しても市・県民税申告のご案内をしています。

◆市・県民税の申告が必要な方  
左の一市・県民税の申告が必要な方チェック表で確認してください。

◎確定申告が必要な方は市・県民税の申告は不要です。「②所得税の確定申告」をご覧の上、所沢税務署へ

申告・提出してください。

◆市・県民税申告書の入手  
市・県民税申告書は、平成25年度と同申告書を提出した方に1月下旬ごろ郵送します。

平成25年中に所沢市に転入した方や退職した方には同申告書は郵送していません。申告が必要な方は、1月20日(月)から市役所2階市民税課または、まちづくりセンターなどで配布の申告書を使用してください。

◆郵送による市・県民税の申告  
年末調整済みの源泉徴収票をお持ちの方や平成25年中に収入がなかった方は郵送での申告をお願いします。

◆申告書の作成は国税庁HPから  
国税庁HP (http://www.nta.go.jp) の「確定申告書作成コーナー」では、確定申告書が作成できます。作成したデータは、e-Tax (国税電子申告・納税システム) または郵送で早めに申告してください。

◆復興特別所得税  
平成25年分から49年分までの各年分は、所得税と併せて復興特別所得

◆市・県民税申告の受付  
9頁の「平成26年度市・県民税申告相談日程表」をご覧の上、直接会場へお越しください。なお、申告期間中は市役所2階市民税課での申告相談はできません。

◆所得税の確定申告  
2月17日(月)～3月17日(月)

◆申告書の作成は国税庁HPから  
国税庁HP (http://www.nta.go.jp) の「確定申告書作成コーナー」では、確定申告書が作成できます。作成したデータは、e-Tax (国税電子申告・納税システム) または郵送で早めに申告してください。

◆復興特別所得税  
平成25年分から49年分までの各年分は、所得税と併せて復興特別所得

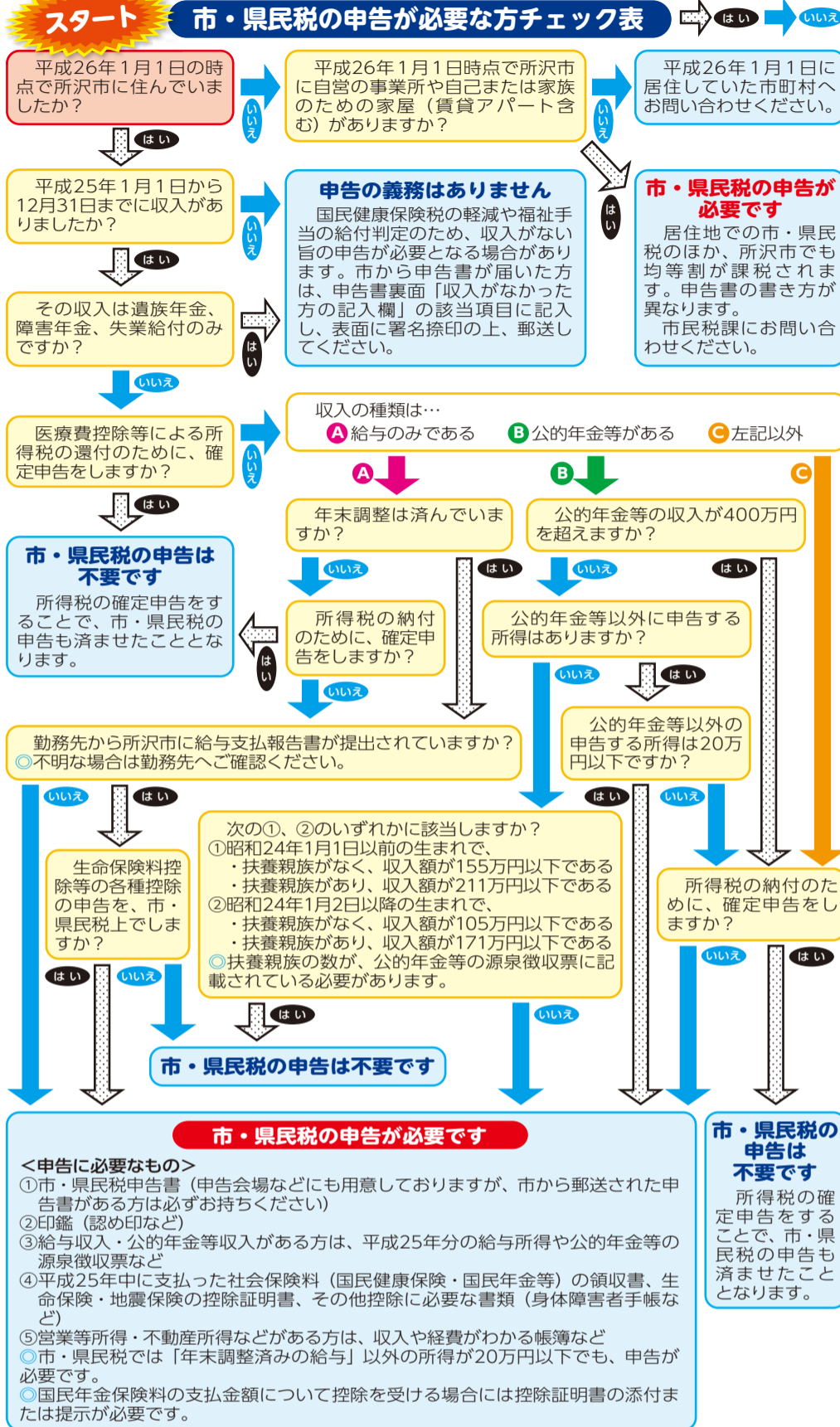
◆申告書の作成は国税庁HPから  
国税庁HP (http://www.nta.go.jp) の「確定申告書作成コーナー」では、確定申告書が作成できます。作成したデータは、e-Tax (国税電子申告・納税システム) または郵送で早めに申告してください。

◆復興特別所得税  
平成25年分から49年分までの各年分は、所得税と併せて復興特別所得

◆申告書の作成は国税庁HPから  
国税庁HP (http://www.nta.go.jp) の「確定申告書作成コーナー」では、確定申告書が作成できます。作成したデータは、e-Tax (国税電子申告・納税システム) または郵送で早めに申告してください。

◆復興特別所得税  
平成25年分から49年分までの各年分は、所得税と併せて復興特別所得

◆申告書の作成は国税庁HPから  
国税庁HP (http://www.nta.go.jp) の「確定申告書作成コーナー」では、確定申告書が作成できます。作成したデータは、e-Tax (国税電子申告・納税システム) または郵送で早めに申告してください。



### 今年の申告の注意点

◆給与所得控除の改正  
給与等の収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除は、245万円の上限が設けられました。

給与の収入	給与所得控除	
	改定前	改定後
1,000万円超～1,500万円以下	給与収入×5%+170万円	給与収入×5%+170万円
1,500万円超	245万円	245万円

◆特定支出控除の見直し  
①特定支出の範囲の拡大  
特定支出の範囲に次に掲げる支出が追加されました。  
▶職務に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費  
▶職務に必要な図書購入費、衣服費、交際費で、職務遂行に直接必要なものとして給与等の支払者による証明がされたもの(上限65万円)

②適用判定基準・計算方法の見直し  
【改正前】  
給与所得＝給与収入－{給与所得控除＋(特定支出の合計－給与所得控除)}  
【改正後】  
▶給与等の収入が1,500万円以下の場合…給与所得＝給与収入－{給与所得控除＋(特定支出の合計－給与所得控除÷2)}  
▶給与等の収入が1,500万円を超える場合…給与所得＝給与収入－{給与所得控除＋(特定支出の合計－125万円)}

税の申告および納付が必要です。  
復興特別所得税額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

◆年金受給者の確定申告不要制度  
平成23年分以後の各年分、公的年金等の合計収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告は必要ありません。

【留意事項】  
◆所得税の確定申告が必要な場合でも、市・県民税の申告が必要な場合があります。  
◆所得税の還付を受ける、または確定申告が要件の控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)を受けるには、確定申告が必要です。  
◆確定申告書の提出が必要な方  
営業、農業、不動産などの所得合計額が所得控除額を超える方  
給与所得者で、年収2,000万円を超える方

◆2力所以上から給与の支払を受け、年末調整をしていない給与等の収入が20万円を超える方  
◆給与所得者で、給与以外の所得の合計額が20万円を超える方  
◆土地、建物、株式などを譲渡した方  
◆確定申告で税金が還付される方  
◆給与所得者(所得税が源泉徴収されている方)で、雑損・医療費・寄附金・住宅ローン控除などを受けることができる方  
◆平成25年の途中で就職・退職し、所得税が源泉徴収され、年末調整を受けていない方  
◆平日に都合がつかない方  
所沢税務署では、2月23日と3月2日の日曜日に限り、確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受・納付相談を行います。  
◎当日は混雑が予想されますので、車の来署はご遠慮ください。  
送付先・問〒359-8601並木1-7所沢税務署(申告案内窓口)  
☎2993-1911(自動音声案内で「0」を選択)